

○泉佐野市田尻町清掃施設組合財務条例

令和 7 年 10 月 23 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、組合の財務に関する事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(事務処理)

第 2 条 次の各号に掲げる事務は、泉佐野市の例により処理するものとする。

- (1) 債権の管理に関する事務
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事務
- (3) 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事務
- (4) 長期継続契約を締結することができる契約及びその契約期間に関する事務
- (5) 組合が科すことができる過料に関する事務
- (6) 税外収入に係る督促手数料及び延滞金に関する事務
- (7) 行政財産の目的外使用に係る使用料の額並びにその納付、還付及び減免に関する事務

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに財産の交換、譲与、無償貸付等についての条例の廃止)

2 泉佐野市田尻町清掃施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに財産の交換、譲与、無償貸付等についての条例(昭和 40 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 8 号)は、廃止する。

(泉佐野市田尻町清掃施設組合行政財産使用料条例の廃止)

3 泉佐野市田尻町清掃施設組合行政財産使用料条例(平成 19 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 3 号)は、廃止する。